

内閣参質一二一第一〇号

平成三年十月十八日

内閣総理大臣 海部 俊樹

参議院議長 長田 裕二殿

参議院議員 正敏君提出国際連合平和維持活動等に対する協力への自衛隊の参加規模に関する  
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員既正敏君提出国際連合平和維持活動等に対する協力への自衛隊の参加規

模に関する質問に対する答弁書

一について

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案の規定に基づき、自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせる場合における当該部隊等の規模については、その時点における状況等により異なるものであるため、一概には言えない。

なお、同法律案第十八条は、自衛隊員を含め国際平和協力業務に従事する者の総数は二千人を超えないものとする旨規定している。

二について

仮定の問題について答弁することは、差し控えたい。